

墨田区告示第 4 3 9 号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、特定歳入等を次のように定める。

特定歳入等	特定歳入等を定めた日
国民健康保険料	令和 8 年 9 月 2 4 日
介護保険料	令和 8 年 9 月 2 4 日
後期高齢者医療保険料	令和 8 年 9 月 2 4 日
道路占用料	令和 8 年 9 月 2 4 日
公園占用料	令和 8 年 9 月 2 4 日
行政財産目的外使用許可使用料	令和 8 年 9 月 2 4 日

令和 8 年 9 月 2 4 日

墨田区長 山本 亨